

約款・特約条項一部改定のお知らせ

2022年6月2日付で普通保険約款・特約条項の一部改定を行ないますので、お知らせします。
「ご契約のしおり 定款・約款」、「保障見直しのしおり」等の内容とあわせて、本お知らせについてもご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

手術保障特約における手術給付表等の「新生物根治放射線照射」について、以下の改定（新生物にかかる放射線照射の条件を一部撤廃）をいたします（改定箇所は下線部）。

【例】手術保障特約（別表 手術給付表）

改定後	改定前
§ 新生物放射線照射 88. 新生物放射線照射（ <u>施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。</u> ）	§ 新生物根治放射線照射 88. 新生物根治放射線照射（ <u>50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。</u> ）

(※)「50グレイ以上の照射」には「5,000ラド以上の照射」の場合を含みます。

(※)上記改定に伴い、「ご契約のしおり 定款・約款」、「保障見直しのしおり」等のしおり本文に記載されている対象の手術保障特約等についても改定後の内容に読み替えていただきますよう、お願いいたします。

以 上